

調査対象者の割り付け

	女性			男性	
	1号	2号	3号	1号	2号
20～24歳	143	108	12	163	100
25～29歳	79	150	54	80	215
30～34歳	80	131	119	78	278
35～39歳	83	114	150	81	282
40～44歳	70	104	130	70	238
45～49歳	66	102	117	65	215
50～54歳	84	96	113	77	208
55～59歳	175	99	121	114	236

実施した年金クイズの内容・回答・解説

- Q1 保険料を払っている間に障害状態になると、高齢者になる前に年金が支給される。
- A1 前問の正解は、○です。老齢年金の他に、老齢年金の受給開始年齢の前に障害が発生した場合に障害年金が支給されます。
- Q2 老齢年金は、受給者が死亡するまで給付される。
- A2 前問の正解は、○です。公的年金の特徴のひとつは、受給者が死亡するまで年金を給付するという終身給付です。
- Q3 民間被用者（サラリーマン）は厚生年金保険に加入したときに、国民年金から脱退することになる。
- A3 前問の正解は、×です。民間被用者(サラリーマン)は厚生年金保険に加入すると同時に、国民年金にも加入しています。ただし、国民年金保険料を直接納付する必要はありません。ですので、民間被用者であった者は、老後に、国民年金から老齢基礎年金、厚生年金保険から老齢厚生年金の二つの老齢年金が支給されます。
- Q4 公的年金の保険料を払い終わらない間に死亡すると、あなたもあなたの配偶者も年金を受け取ることはできない。
- A4 前問の正解は、×です。公的年金には遺族年金があり、被保険者本人が亡くなった場合には、所得が低いなど一定の要件を満たしている配偶者や子どもに遺族年金が支給されます。(遺族厚生年金にも所得要件があります)
- Q5 日本の公的年金の老齢年金は、原則として、保険料納付済期間（保険料免除期間や保険料猶予期間）が25年に満たないと支給される年金額はゼロとなる。
- A5 前問題の正解は、○です。日本の公的年金では、あらかじめ、一定期間(25年以上)、保険料を納付した人あるいは免除・猶予を受けた人だけに年金が支給されます。

Q6 現在の高齢者は、自身が支払った保険料より受け取ることのできる年金が多いが、現在保険料を支払っている人々は、自身が支払った保険料より受け取ることのできる年金が少ない。平均寿命まで生きた場合の総額でお考えください。

A6 前問の正解は、×です。基礎年金には給付額の2分の1に国庫負担が行われること、厚生年金は事業主が保険料の2分の1を負担することから、本人が支払った保険料よりも受給する年金額が多くなります。

Q7 公的年金の給付の水準は、物価上昇や平均賃金の上昇により引き上げられる。

A7 前問の正解は、○です。すでに受給している年金額は、物価が上昇した場合、基本的にスライドして上昇します。物価が上昇しても、年金額も上昇するので、受給した年金の実質的な価値が下がらないように設計されています。また、厚生年金において現役世代で働いている人たちの保険料は、最近の賃金の伸びで再評価されます。このことにより、働いている期間中に大幅な経済成長が起こり、一般的な生活水準が上昇しても、これまで払ってきた保険料の水準は、その平均的な生活水準にあわせたものに評価し直され、老後は一般的な生活水準の上昇に対応したものになります。

Q8 現在の国民年金保険料の納付率は約6割です。このような低い納付率により、国民年金の財政が悪化することで、現在年金を受け取っている高齢者の年金の給付額は今後引き下げられる。

A8 前問の正解は、×です。国民年金の第1号被保険者は、国民全体からみると人数が少なく、その保険料の納付率が低くても、年金財政全体に与える影響は大きくありません。また、保険料を納付しなかった人には年金が支給されません。まったく影響がないとはいえませんが、そのことによって、年金額が引き下げられることはありません。

Q9 今の若い世代が納付している公的年金の保険料の大部分は、将来、彼（彼女）らが年を取ったときに支払われる年金の財源として積み立てられている。

A9 前問の正解は、×です。今の若い世代が納付する保険料の大部分は、今の高齢者に支払われている年金の財源として使われています。この財政方式を賦課方式と呼びます。

Q10 今後、少子化が進むと、その少子化の度合いに対応して公的年金の一人当たりの保険料(率)は引き上げられるが、その引き上げられる水準の上限が法律によって決められている。

A10 前問の正解は、○です。出生率が低下すると、将来年金保険料を納める人々が減少するため、一人当たりの保険料は引き上げられます。しかし、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇してしまうのではないかと不安が大きいことから、将来にわたっての保険料水準を固定することが、法律に明記されています。

注：実際の(Web画面上の)レイアウトは、ソシオネットワーク戦略研究機構のWebsite http://www.kansai-u.ac.jp/riss/shareduse/data/questionnaire/28_questionnaire.pdf から確認できる。

【参考文献・資料】

- [1] 石田重森, 2007, 「大学生に対する年金セミナー」『週刊社会保障』61 (2420) : 30-31.
- [2] 関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構, 2011, 「RISS 経済心理学データアーカイブ」, 関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構ホームページ, (2011年12月17日取得, <http://www.kansai-u.ac.jp/riss/shareduse/database.html>)
- [3] 慶應義塾大学 DP 研究センター, 2012, 『年金をどうする～世代の選択 調査報告書』, 慶應義塾大学 DP 研究センターホームページ, (2012年4月21日取得, <http://keiodp.sfc.keio.ac.jp/wp-content/uploads/%E5%B9%B4%E9%87%91DP%E8%AA%BF%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf>)
- [4] 厚生労働省, 2011, 「国民保険料の納付率について」, 厚生労働省ホームページ, (2011年12月17日取得, <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001wh46-att/2r9852000001wh85.pdf>).
- [5] 厚生労働省年金局, 2010, 「平成20年国民年金被保険者実態調査結果の概要」, 厚生労働省ホームページ, (2011年12月17日取得, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/140-2a.pdf>).
- [6] 駒村康平, 2008, 「公的年金に対する国民の知識・評価に関する分析」『年金と経済』25 (4) : 36-47.
- [7] 坂口正之, 2005, 「年金教育と情報提供の充実」『週刊社会保障』59 (2348) : 46-49.
- [8] 佐々木一郎, 2007, 「年金未納行動と親の影響」『ファイナンシャル・レビュー』87: 100-118.
- [9] 佐々木一郎, 2008, 「若者と年金問題」『保険学雑誌』603: 69-86.
- [10] 四方理人・村上雅俊・駒村康平・稲垣誠一, 2010, 「国民年金保険料の未納・免除・猶予・追納の意思決定についての分析」『RCSS ディスカッションペーパーシリーズ』関西大学ソシオネットワーク戦略研究センター, 105: 1-18
- [11] 盛山和夫, 2007, 『年金問題の正しい考え方ー福祉国家は持続可能か』中央公論新社.
- [12] 都村敦子, 2006, 「学校教育における年金教育」『年金と経済』25 (1) : 4-12.
- [13] 文部科学省, 2010, 「文科省政策創造エンジン熟議カケアイ」, 文部科学省ホームページ, (2010年3月30日取得, <http://jukugi.mext.go.jp/>).
- [14] 本多則恵・本川明, 2005, 「インターネット調査は社会調査に利用できるかー実験調査による検証結果ー」『労働政策研究報告書』17: 1-369, (2011年12月17日取得, <http://www.jil.go.jp/institute/reports/2005/documents/017.pdf>).